

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き 小川町

町税につきまして、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成の上ご提出ください。

申告書の提出期限は、令和6年1月31日(水)です。

お知らせ

1. 申告書の提出は、小川町役場税務課までお願いします。郵便、信書便又は直接窓口で受付しています。
2. eLTAX(エルタックス)による電子申告も受付していますのでご利用ください。
3. 申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
4. 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書右下「18 備考」欄にその旨を記入いただきご提出ください。
5. 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ずご提出ください。
6. 「申告の手引き」、「償却資産申告書」、「種類別明細書」は小川町ホームページ(固定資産税のページ)よりダウンロードできますので必要に応じてご利用ください。

小川町ホームページ：<http://www.town.ogawa.saitama.jp/>

[ホーム](#)▶[くらしの情報](#)▶[税金・年金・保険](#)▶[固定資産税・都市計画税](#)▶[固定資産税](#)

提出先・お問合せ先

小川町役場 税務課 課税グループ 資産税担当
〒355-0392
埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地
TEL 0493(72)1221(内線130)
FAX 0493(74)2920

(この手引きは令和5年11月末現在において作成しています。)

目次

I 償却資産の申告について	
1 申告していただく方	1
2 提出する書類	1
3 電算処理により全資産申告をされる場合	2
4 申告書等の記載方法	3
II 償却資産のあらまし	
1 償却資産の範囲について	7
2 償却資産の主な種類について	8
3 業種ごとの主な償却資産の例	9
4 建築設備の家屋と償却資産との区分について	10
5 テナント等が取付けた家屋の付帯設備(特定付帯設備)の課税について	11
6 リース資産と納税義務者	11
7 取得価額における消費税の取扱い	12
8 国税の取扱いとの比較	12
III 償却資産の評価について	
1 償却資産の評価と課税について	13
2 減価率及び減価残存率表一覧表	14
3 耐用年数表(参考)	15
IV その他	
1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について	17
2 虚偽の申告及び不申告について	17
3 実地調査のお願い	17
V 償却資産Q&A	18

エルタックス

eLTAXによる電子申告について

小川町では、eLTAX を利用した固定資産税(償却資産)の電子申告を受付しています。
簡単・便利な電子申告をぜひご利用ください。

なお、eLTAX の利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス



●電 話：0570-081459
03-5521-0019(上記の電話番号でつながらない場合)

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

※償却資産を共有されている方は、持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者の中から代表者を指定いただいて、代表者の後に、そのほかの共有者の人数を記入した共有名義でご申告ください。(例.3名共有の場合、代表者ほか2名)

2 提出する書類

初めて申告される方……全資産を申告してください。

対象者	① 令和5年1月2日から令和6年1月1日の間に、新たに小川町内で事業を始められた方(リース資産を設置した場合も含まれます) ② その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和6年1月1日現在、小川町内に所在し、事業の用に供することのできる全ての償却資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「該当資産なし」と記載して提出してください。

前年度までに申告されている方……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度(令和5年度)までに申告されている方
対象資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加及び減少資産(ただし、令和5年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください。)
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	① 年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載してください。 ② 法人の事業年度の末日が償却資産の賦課期日(1月1日)と異なる場合は、決算日以後1月1日までの増加・減少資産についても漏れのないように申告してください。もし申告漏れ資産が判明した場合は、当該資産を本来申告すべき年度に遡って課税されます。

※電算処理により全資産申告をされる方は、2ページも参考としてください。

～ 償却資産申告書への個人番号・法人番号の記載及び本人確認について ～

社会保障・税番号制度の導入に伴い、償却資産申告書に新たに個人番号又は法人番号の記載欄が設けられました。個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。(3ページ記載方法参照)

また、個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認及び身元確認等)を行わせていただきます。

法人の場合で、法人番号を記載した申告書を提出いただく際は、本人確認は不要です。

提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	備考
初めて申告される方	資産所有	○	○(全資産)	
	資産なし	○	—	申告書中の「18備考(添付書類等)」に「該当なし」と記載
前年度までに申告されている方	① 取得・移動による受入れ・未申告資産がある場合	○	○	
	② 売却・滅失・移動・修正	○	○	6ページ記載方法を参照
	上記①と②がある場合	○	○	6ページ記載方法を参照
	増減なし	○	○	申告書中の「18備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載
	廃業・解散・転出	○	—	申告書中の「18備考(添付書類等)」に廃業等の日付を記載
	電算申告をしている方	○	○(全資産)	

3 電算処理により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	<p>①全国統一様式(第26号様式)により、記載事項の全てを記載してください。</p> <p>②所有者コード、評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄について、必ず記載してください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>①必ず全資産を申告してください。(資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。)</p> <p>②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。電子申告の場合には、前年度の増加・減少資産の明細書をPDF等で添付してください。</p> <p>③全資産について、評価額を記載してください。</p> <p>④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。(特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、ご協力をお願いします。)</p> <p>⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。</p> <p>⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。</p>

4 申告書等の記載方法

(1-①)償却資産申告書の記載方法(初めて申告される場合)

第二十六号様式 (提出用) 令和 6 年 1 月 15 日 小川町長 宛

令和 6 年度 比企郡小川町大字大塚〇〇番地 小川 太郎 (電話番号) 0493-72-0000 飲食業 令和 5 年 4 月 (電話) 0493-72-0000 (電話) 0493-73-0000

受付印

1 住所 (又は納税通知書送付先) 比企郡小川町大字大塚〇〇番地

2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 小川 太郎 (屋号) 太郎食堂

3 個人番号又は法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 事業種目 (資本金等の額) 飲食業

5 事業開始年月 令和 5 年 4 月

6 この申告に応答する者の係及び氏名

7 税理士等の氏名

8 短縮耐用年数の承認の有無 有

9 増加償却の届出の有無 有

10 非課税資産の有無 有

11 課税標準の特例の有無 有

12 特別償却又はは任補記帳の有無 有

13 税務会計上の償却方法の有無 有

14 青色申告の有無 有

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 小川町大塚〇〇番地

16 借入資産 (有・無) 無

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有

18 備考(添付書類等)

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)
	千円	千円	千円	千円
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具・器具及び備品				
7 合 計				

評価額 5000000 5000000 1000000 1000000 6000000 6000000

課税標準額 (イ) 5000000 (ロ) 0 (ハ) 1000000 (ト) 6000000

資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具・器具及び備品 7 合 計

決定価格 (イ) 5000000 (ロ) 0 (ハ) 1000000 (ト) 6000000

課税標準額 (イ) 5000000 (ロ) 0 (ハ) 1000000 (ト) 6000000

電算処理方式により申告される方以外は記載不要です。

次に掲げる内容を記載してください。
 ・「増減なし」、「該当資産なし」
 ・事業廃止、休業等の場合はその年月日
 ・非課税資産、特例適用がある場合にはその旨を記載
 ・その他連絡事項

8~11について、該当がある場合、その内容がわかる書類の添付をお願いします。

(1-②)種類別明細書の記載方法(初めて申告される場合)

第二十六号様式別表一(提出用)

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名を記載してください。

令和6年度

行番号	資産コード	資産の名称等	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	増加事由	枚のち 枚目
			年	月							
2		厨房設備	I	R 5 1	500000	8				○	1
6		エアコン	I	R 5 1	500000	6				○	1
6		テレビ	I	R 5 5	300000	5				○	1
6		パソコン	I	R 5 6	200000	4				○	1
小計									6000000		

資産コードの記載は不要です。

厨房設備
エアコン
テレビ
パソコン

該当資産の増加事由を○で囲んでください。
1:新品取得
2:中古品取得
3:移動
4:その他

該当資産の種類番号を記載してください。
1:構築物
2:機械及び装置
3:船舶
4:航空機
5:車両及び運搬具
6:工具・器具及び備品

・資産の名称等・数量・取得年月日・取得価額・耐用年数を記載してください。
・取得年月日の年号は「平成」の場合「H」を、「令和」の場合「R」を記載してください。
・耐用年数は該当資産の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令)に基づいて記載してください。

※この欄の記載は不要です。ただし、電算処理方式により申告される場合は、記載してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

(2-①)償却資産申告書の記載方法(前年度以前に申告されている場合)

第二十六号様式 (提出用)

令和 6 年 1 月 15 日

受付印

小川町長 宛

令和 6 年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

7654321

8~11について、該当がある場合、その内容がわかる書類の添付をお願いします。

1~17の欄について、昨年度までの申告に基づき印字をしております。変更等がある場合は、訂正・補足をいたします。

1 住所 (又は納税通知書送付先)	比企郡小川町大字小川〇〇番地		
2 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 小川 太郎 (屋号)		
3 個人番号又は法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	4 事業種目 (資本金等の額)	クリーニング業
5 事業開始年	平成 21 年	6 課税標準額 (百万円)	1
6 この申告に係る者の氏名	経理課 小川 花子 (電話)		
7 税理士等の氏名	小川 次郎 (電話)		

資産の種類	取得価額		前年度以前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 (イ)-(ロ)+(ハ)	課税標準額(ト)
	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)					
1 構築物							
2 機械及び装置							
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具・器具及び備品							
7 合計			3000000	418000	418000	2500000	3000000
資産の種類			1342000	418000	2500000	3424000	3424000
1 構築物							
2 機械及び装置							
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具・器具及び備品							
7 合計			4342000	418000	2500000	6424000	6424000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 小川町大字高谷〇〇番地
16 借入資産 (有・無)	有 太郎リース(株)
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有
18 備考(添付書類等)	地方税法附則第15条第45項 ・「工業会証明書」の写し ・「先端設備等導入計画」の写し ・「認定書」の写し

前年度の申告に基づき取得価額を印字しています。

前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。

前年中に取得した資産の取得価額を記載してください。

(イ)-(ロ)+(ハ)計算し、記載してください。

評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)については、電算処理方式により申告される方以外は記載不要です。

・特例適用を受ける資産がある場合には、適用法令、条項を記入するとともに、確認ができる書類を添付してください。
・前年中に資産の増減がなかった場合には、「増減なし」、償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」等の記載をお願いします。

2-②)種類別明細書の記載方法(前年度以前に申告されている場合)

第二十六号様式別表一(提出用)

種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和6年度

* 所有者コード		* 所有者名		1 枚のうら						
7654321		株式会社 ○○○○		1 枚目						
資産の種別 行番 資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 円	耐用年数	減価残存率 円	価額 円	課税標準額 円	課税標準の特例 率 コード	増加 事由
01 2 1234	給排水工事	1	H21 1	3000000	15					減少
02 6 1235	エアコン	1	H21 1	300000	6					一部減少
03 6 1236	パソコン	1	H21 6	118000	4					減少
04 6 1385	冷暖房機	1	H21 6	206000	6					修正
05 6 1423	テレビ(LC-32DS)	1	H21 8	600000	5					減価率15 第45項
06 2 1545	羽毛解体機	1	R 5 4	2000000	13			0		増加
07 6 1546	エアコン	1	R 5 6	500000	6					増加
08										
09										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

- 記載例1**…減少資産があった場合は、その資産の行全体に抹消線を引き、摘要欄に「減少」と記載してください。
 - 記載例2**…資産の一部が減少した場合は、減少前の数量・取得価額に抹消線引き、減少後の数量・取得価額を記載してください。
摘要欄には「一部減少」と記載してください。
 - 記載例3**…資産の名称を修正する場合は、変更箇所を抹消線を引き、修正すべき内容を記載してください。
摘要欄には「修正」と記載してください。
 - 記載例4**…課税標準額の特例適用がある場合は適用法令を記載してください。
 - 記載例5**…増加資産があった場合は、印字されている明細の行の後に追加して記載してください。
該当する増加事由(1 新品取得、2 中古取得、3 移動、4 その他)の選択と摘要欄に「増加」と記載してください。
- その他
- 税制改正により耐用年数に変更があった場合は、耐用年数に抹消を引き、変更後の耐用年数を記載してください。
摘要欄に「省令改正による変更」と記載してください。
 - 増加償却を行っている資産がある場合、所轄の税務署長に提出した届出書等の写しを添付し、摘要欄に「増加償却」と記載してください。
 - 耐用年数の短縮を行っている資産があった場合、所轄の国税局長の承認の写しを添付し、摘要欄に「耐用年数の短縮」と記載してください。

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、そのうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

※ここでいう「家屋」とは、住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む。)、倉庫その他の建物をいい、固定資産評価基準により評価されるものをいいます。(地方税法第341条第3項、第388条)

※所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるべき性質の資産を課税の対象としていますが、現実に必ずしも損金又は必要な経費に算入されていることは要しません。

(地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)第3章5)

(1) 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産(償却済資産を含む)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
※償却資産の評価額は、取得価額の5%相当の額が最低限度となります。
- ④ 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤ 未稼働資産(未だに稼働していないが、すでに完成している資産)
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象	

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

(3)申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの(大型特殊自動車は申告の対象です。)
- ② 無形減価償却資産(特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- ④ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑤ 書画・骨とう(ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。)
- ⑥ 生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。)
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。(平成20年4月1日以後契約分)

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細目 (例)	
第1種	構築物	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面、砂利敷き等も含む)、煙突、緑化施設、カーポート、その他土地に定着した土木設備	
	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 ※詳しくは10ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。	
		建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。)ブルドーザー、パワーショベル 等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬送設備	クレーン、コンベアー 等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備、太陽光発電設備 等
第3種	船舶	モーターボート 等	
第4種	航空機	ヘリコプター 等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの。)、クレーン車、構内運搬車 等(自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く。)	
第6種	工具・器具及び備品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、LAN 配線、金庫、太陽光発電設備、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理 容 業 ・ 美 容 業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット)、各種キャビネット、待合室いす、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。)、その他
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、その他
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他
不 動 産 貸 付 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備(駐車場、門、フェンス、植栽、外構など)、その他
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農 業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用機械設備、農業用器具、その他
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なもの等)については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取付けた家屋の附帯設備(特定附帯設備)は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。(次ページ【5 テナント等が取付けた家屋の附帯設備(特定附帯設備)の課税について】を参照してください。)

附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分について

区分	家屋に含めるもの (固定資産(家屋)評価基準にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 電灯コンセント配線設備 ● 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ● 出退表示設備 ● 呼出信号設備 ● 自動車管制装置 ● 盗難非常通報装置 ● 電話配線設備 ● 電気時計配線設備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家用発電設備 ● 受変電設備 ● ネオンサイン ● スポットライト、投光器 ● 家屋と分離している屋外照明設備 ● 分電盤より外側の配線 ● 電話機、電話交換機 ● 親時計、子時計 ● 中央監視装置 ● LAN 配線
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水設備(受水槽を含む) ● 排水設備 ● 中央式給油設備 ● 衛生設備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外給水管、屋外配水管 ● 配管のない瞬間湯沸器 ● 独立した煙突、給水塔
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ● ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン) 	<ul style="list-style-type: none"> ● メーターより外側の配管
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備 ● 冷暖房設備(ビルトインエアコン含む) ● 換気設備、換気扇、天井扇 	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁掛型ルームエアコン
運搬設備・清掃設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 気送管設備 ● 事務用ベルトコンベアー設備 ● エレベーター ● 小荷物専用昇降機 ● エスカレーター ● 窓ふき用ゴンドラ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場用ベルトコンベアー ● 垂直型搬送機
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定椅子 ● 金庫扉 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取り外しの容易な簡易間仕切り ● 夜間金庫 ● 機械式駐車場
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄骨等の非常階段 ● ポーチ ● テラス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車置場 ● 簡易物置

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナント等が取付けた家屋の附帯設備(特定附帯設備)の課税について

家屋の所有者以外の者(テナント等)が取付けた家屋の附帯設備(内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等)で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。(地方税法第343条第9項)

附帯設備(建築設備)の家屋と課税区分及び納税義務者について

	取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者 (ビル賃貸業)	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 (ビル賃貸業)
②	家屋所有者 (ビル賃貸業)	受変電設備	償却資産	家屋所有者 (ビル賃貸業)
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合(所有権留保付売買)においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

7 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

8 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(20%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(25%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 (減価率は13ページの表を使用します)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※1
特別償却・割増償却	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ※2	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の5/100
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金又は必要な経費に算入が可能	損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能	損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度(租税特別措置法)	損金又は必要な経費に算入が可能	認められません

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 償却資産の評価

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によります。(参考15～16ページを参照)

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×(1-耐用年数に応ずる減価率×1/2)※
前年前に取得した資産	前年度評価額×(1-耐用年数に応ずる減価率) ※以降、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。取得価額の5%に相当する価格を下回る場合は、取得価額の5%に相当する額を評価額とします。

※.....は、小数点第4位を四捨五入。減価率については次ページの表を使用します。

【計算例】

パソコンの場合

・取得価額 300,000 円 ・取得時期 令和5年3月

・耐用年数 4年 → 減価率 = 0.438

令和6年度 = 300,000 円 × (1 - 0.438 × 1/2) = 234,300 円

令和7年度 = 234,300 円 × (1 - 0.438) = 131,676 円

令和8年度 = 131,676 円 × (1 - 0.438) = 74,001 円

令和9年度 = 74,001 円 × (1 - 0.438) = 41,588 円

令和10年度 = 41,588 円 × (1 - 0.438) = 23,372 円

令和11年度 = 23,372 円 × (1 - 0.438) = 13,135 円 < 15,000 円

※令和11年度で算出額が取得価格の5%(15,000 円)より小さくなりますので、以降 15,000 円で評価されます。

(3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額(1,000 円未満切り捨て)※}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}} = \boxed{\text{税額(100 円未満切り捨て)}}$$

※課税標準額とは、小川町内に所在する資産の価格(課税標準の特例が適用される場合は、課税標準となるべき価格に特例率を乗じたもの)の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5) 納期

年税額は5月、7月、12月、翌年2月の4回に分けて納めていただきます。

2 減価率及び減価残存率一覧表

固定資産税における減価率は、次表のとおりですので申告の際はご注意ください。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

※『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

3 耐用年数表(参考)

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(別表第1抜粋)

●建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房通風ボイラー	冷暖房設備(冷凍機の出力22kW以下)	13
	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

●構築物

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
運動場用	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
遊園地用又は学校用のもの	その他のスポーツ場の排水その他の土工施設	
	水泳プール	30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
舗装道路舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
	土造	20
	金属造	10
煙突	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25
	金属造	10

●車両及び運搬具(自動車を除く)

自転車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲以外	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

●工具

構造用途	細目	耐用年数
測定及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3
型・鍛圧(打抜)工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱・カッパ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

●器具及び備品

家具・電気機器及び家庭用品	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
	応接セット 接客業務のもの その他のもの	5 8	
	ベッド	8	
	児童用机及びいす	5	
	陳列だな、陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
		その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器	5	
	冷房用又は暖房用機器	6	
	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6	
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く)	4	
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	
	じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業務用、放送用、レコード吹込用、劇場用のもの その他のもの	3 6	
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
	食事又はちゅう房用品 陶磁器又はガラス製のもの その他のもの	2 5	
	その他 主として金属製のもの その他のもの	15 8	

*次のページに続く

構造用途	細目	耐用年数
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く) その他のもの	4 5
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、 金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタ ボタン電話設備 その他のもの	6 10
	時計・試験機器及び測定器	時計 度量衡器 試験又は測定機器
光学機器・写真製作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、 その他の機器	5 8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの	3 2
	主として金属製品 その他のもの	10 5
容器・金庫	ボンベ 溶接製 鍛造製 塩素用のもの その他のもの	6 8 8 10
	ドラムかん、コンテナ、その他の容器 大型コンテナ(長さが6m以上のものに限り) その他のもの 金属製のもの その他のもの	7 3 2
	金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20
	理容又は美容機器	5
	医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器 移動式のもの、救急医療用のもの 自動血液分析器 その他のもの
消毒殺菌用機器		4
手術機器		5
調剤機器		6
歯科診療用ユニット		7
光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの		6 8
その他のもの 陶磁器製、ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの		3 10 5

構造用途	細目	耐用年数	
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8	
	パチンコ器、ビンゴ器、その他類 似の球戯用具、射的用具	2	
	碁、将棋、麻雀等遊戯具	5	
	スポーツ具	3	
	劇場用観客いす	3	
	どんちょう、幕	5	
	衣装、かつら、小道具、大道具	2	
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5	
	前掲以外	映画フィルム(スライドを含む)、 磁気テープ、レコード シート及びロープ	2
		葬儀用具	3
楽器		5	
自動販売機(手動式を含む)		5	
焼却炉		5	
その他のもの 主として金属製のもの その他のもの		10 5	

機械及び装置の耐用年数(別表第2抜粋)

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10
太陽光発電設備	17

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
昭和40年3月31日 大蔵省令 第15号
中間の改正略
最終改正
令和2年6月30日 財務省令 第56号

IV その他

1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となるものがあります。また、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書(増加資産・全資産用)》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

課税標準の特例資産の例(一部抜粋)

資産の種類	根拠規定	特例率	添付書類	
ガス事業用資産	地方税法 第349条の3第2項	最初の5年 1/3 その後の5年 2/3	ガス事業法による許可書(写)等	
污水又は廃液の処理施設	地方税法 附則第15条	第2項 第1号	1/2 ※	特定施設設置届出書(写)
大気汚染防止施設		第2項 第2号	1/2 ※	当該施設設置届出書(写)
公共下水道除害施設		第2項 第5号	3/4 ※	除害施設設置届出書(写)
先端設備 *認定を受けた先端設備等導入計画 に基づき導入する設備を対象。	地方税法 附則第64条	取得後3年度間ゼロ *R5.3.31までに取得されたもの	認定を受けた先端設備等導入計画(写)、認定書(写)、及び工業会等の証明書(写)	
先端設備 *認定を受けた先端設備等導入計画 に基づき導入する設備を対象。	地方税法 附則第15条第45項	取得後3年度間 1/2 または5年度間 1/3 *R5.4.1以降に取得されたもの	認定を受けた先端設備等導入計画(写)、認定書(写)、及び工業会等の証明書(写) 計画認定時提出している場合、質上げ表明を証する書面(写)	

※取得時期により特例率が異なりますのでご注意ください。

2 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び小川町税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税(原則として地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分)となりますので、ご注意ください。

3 実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度(原則として地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分)に遡及することとなりますのであらかじめご承知おきください。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期(5月、7月、12月、翌年2月の年4回)とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

V 償却資産 Q&A

1. 償却資産の要件である事業とは

Q 償却資産の要件の一つとして、「事業の用に供することができる資産」であることとありますが、この「事業」とはどのような意味ですか？

A 「事業」とは一般に、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。したがって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることは必要とされていません。
また、「事業の用に供することができる」とは、現に事業のために使用されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にあるもの、例えば、一時的に活動を停止し、遊休、未稼働の資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば、固定資産税の課税対象になります。(法人税基本通達 7-1-3 参照)

2. 償却済みの資産について

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 固定資産税における償却資産の評価額は、取得価格の5%相当の額が最低限度となります。よって、耐用年数が経過し償却済みとなった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。

3. 大型特殊自動車

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、フォークリフト(軽自動車税の対象となるものを除く。)、除雪車、モーターグレーダーなどがあり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

※大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区分

下記の要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

- (1)自動車の長さが4.7mを超えるもの (2)自動車の幅が1.7mを超えるもの
(3)自動車の高さが2.8mを超えるもの (4)最高速度が15km/hを超えるもの

農耕作業用自動車については、長さ・高さ・総排気量の基準ではなく最高速度が35km/h以上のもの。

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。(自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については、固定資産税の課税対象とはなりません。)

4. 家庭用にも使用する備品類

Q 同一の備品(テレビ、ビデオ、ソファ等)を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A 一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合は、たとえ事業用に使用する割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合でも、その資産全体が償却資産の課税の対象になります。

また、事業者が従業員の利用に供するために設置している企業の所有する社宅・寮・食堂施設その他の福利厚生施設などの器具備品、構築物なども、償却資産の課税対象となります。